

委員会の活動評価について

今期（令和2年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和3年

3月5日（金）予算決算常任委員会理事会

3月11日（木）常任委員会（戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月12日（金）常任委員会（総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月15日（月）常任委員会（戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月16日（火）常任委員会（総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察）

3月19日（金）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月23日（火）委員長会議（予定）

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月11日（火）代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和3年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（火）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価(5段階評価)を行ってください。(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「-」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「-」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か(「-」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名(防災県土整備企業常任委員会)

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ県民ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

防災県土整備企業常任委員会 活動実績書（案）（令和2年5月～令和3年5月）

令和3年3月11日現在

1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について
- ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について
- (2) 防災・減災対策について
- (3) 道路整備について
- (4) 建設産業の活性化について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について (2) 防災・減災対策について (3) 道路整備について (4) 建設産業の活性化について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	予決分科会 補正予算 (6/8, 19) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 (6/19, 23)		予決分 科会 補正予 算 (8/28)		常任委員会 議案の審査、所管事項の調査 等 (10/8, 12) 予決分科会 補正予算等 (10/8, 12) 予決分科会 令和元年度歳入歳出決算、所 管事項の調査（当初予算編成 に向けての基本的な考え方） (10/29)	県内調査 (11/9, 10) 予決分科会 補正予算 (11/26)	常任委員会 議案の審査、所管事項 の調査等(12/10, 14) 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14) 予決分科会 所管事項の調査（当初 予算要求状況） (12/16) 常任委員会 参考人招致（12/21）		予決分 科会 補正予 算 (2/26)	常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予 算等 (3/11, 15)		
執行部の主な予 定		令和2年版 成果レポ ート（案）				企業会計決算 一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針（案） 当初予算編成に向けての基 本的な考え方		当初予算要求状況		当初予 算案	令和3年度経営方 針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

11月9日（月）（日帰り）ボランティア関係組織や県の防災・減災対策の取組（みえ災害ボランティア支援センター、三重県防災航空隊）、高規格幹線道路の整備状況（東海環状自動車道・北勢IC（仮称）～大安IC）について調査を行った。

11月10日（火）（日帰り）無電柱化事業（都市計画道路 外宮度会橋線）や三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた道路整備状況（一般県道 館町通線）、地域団体の防災・減災対策の取組（浜郷地区まちづくり協議会）、企業庁の施設整備状況（大里浄水場）について調査を行った。

(2) 県外調査

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ実施を見合わせた。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和2年版「成果レポート」…………… 1
(R2.9.17 全員協議会資料抜粋)

- 2 参考人制度等の活用…………… 4

- 3 請願への対応…………… (実施せず)

- 4 各定例会月会議における委員長報告一覧…………… 5

「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土企業常任委員会】

第2編(第三次行動計画の評価)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る自助・共助の推進	防災対策部	防災訓練への参加など県民の自助・共助の具体的行動に結びつくよう、関係各部局の様々な事業を通じて、県民一人ひとりの防災意識の醸成・向上に取り組まれない。	災害を我が事として考えていただくことが重要であり、特に「共助」を重視し取組を進めています。「防災の日常化」の定着をめざし、引き続き、各部局と連携し、防災意識の向上に努め、多くの方に訓練等に参加いただけるよう取り組んでまいります。
			大川小学校津波訴訟の判決を踏まえ、津波避難に関する学校の危機管理マニュアルの点検・整備、家庭や地域と連携した実効性のある防災訓練の実施を検討されたい。	学校の危機管理マニュアルの改訂にあたっては、これまでも各学校と意見交換のうえ、助言等を行っており、大川小学校津波訴訟の判決を踏まえ、避難計画の作成や訓練の実施等が危機管理マニュアルに位置付けられるよう、引き続き指導・助言を行います。
			木造住宅の耐震化について、補強工事の実績が少ないことから、耐震診断受診後の住宅所有者に補強工事を促す効果的な取組を検討されたい。	補強工事を促すため、学識経験者等と連携し、耐震診断の方法や補強方法を見直すなど、工事費のコストダウンに向けた検討を進めてまいります。
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	高齢者等だれもが過ごしやすい避難所づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の予防、災害関連死対策等の観点から、国際的な基準も参考に、避難所への段ボールベッドなど簡易ベッドをはじめとした資機材の整備を検討されたい。	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応を強化するため、本年5月に三重県避難所運営マニュアル策定指針を改訂して、一人あたりの必要面積の拡大や、段ボールベッドの活用等を明記しました。引き続き、地域減災力強化推進補助金等により、市町が取り組む避難所の環境整備を支援するとともに、県としても必要な資機材の備蓄を進めてまいります。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
113	災害に強い県土づくり	県土整備部	<p>令和2年度は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度となっている。</p> <p>昨年10月、三重県議会においては、この件に関して国土強靱化対策の継続等を求める意見書を決議したところであるが、県当局におかれては、引き続き災害に強い県土づくりを進めることができるよう、必要な予算の確保等に努められたい。</p>	<p>7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針）において「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策後も中長期的視点に立って計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める」との国の方針が示されました。</p> <p>公共事業関係、防災関係については、しっかりと取り組む必要があるので、国土強靱化をはじめとした公共事業の予算確保を国に強く求めていきたいと考えています。</p>
			<p>河川・海岸堤防等の整備等について、県民の生命・財産を守る観点でより大きな効果が得られるよう、人口密集地に係る整備を優先するなど優先順位の精査を検討されたい。</p>	<p>河川・海岸堤防等の整備にあたっては、災害による被害の大きさや経済効果、施設の老朽化の状況、地域の要望等を総合的に勘案して進めてまいります。</p>
351	道路網・港湾整備の推進	県土整備部	<p>道路整備について、令和3年度以降も引き続き通学児童や未就学児の安全確保に努められたい。</p> <p>また、歩行者、特に高齢者や障がい者にもやさしい道路づくりの視点を取り入れることを検討されたい。</p>	<p>緊急安全点検に基づく未就学児の安全対策については令和2年度に完了見込みです。</p> <p>また、通学路交通安全プログラム等に基づく道路整備等については、引き続き実施する予定です。</p> <p>さらに今後の道路整備等では、人がどう利用するのか、物流でどのように利用していくのかといった観点が重要であるため、人が優先になるような道路空間について、しっかりと議論してまいります。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	快適な住まいづくりの観点から、県営住宅など公共建築物等への三重県産材の積極的な利用を検討されたい。	現在の県営住宅の改装は、高齢者世帯向けのバリアフリー化と子育て世帯向けの内装変更などが主なものであり、既にフローリングや上がり框などの造作物の木質化に努めています。今後の県営住宅の工事においては、三重県産材の利用が可能な部分について、三重県産材の積極的な利用を図ってまいります。

●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
7	公共事業推進の支援	県土整備部	地域の建設業は、災害発生時における地域の安心・安全の確保や地域の雇用を支える産業として重要な役割を担っていることから、入札・契約制度の改善を含めて三重県建設産業活性化プランに基づく建設業の活性化に取り組まされたい。	地域の建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たし、未来に存続できるよう、第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、担い手確保、生産性向上、地域維持や災害対応への体制強化などについて、入札契約制度の改善を含めて建設業の活性化に取り組んでまいります。

参考人制度等の活用

【参考人招致】

1. 調査事項：流域治水について

- ・日 時 令和2年12月21日（月） 14時00分～
- ・場 所 202委員会室
- ・参 考 人 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
所長 秋葉 雅章 氏

各定例月会議における委員長報告一覧

9月定例月会議

(10/15 分科会委員長報告)

○議案第143号 令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少について

本議案は、令和元年度電気事業決算における資本金約130億円のうち、約92億円を減少し、約34億円を未処理欠損金に充てるとともに、水力発電事業譲渡差額金の約58億円を一般会計に納付するものです。

本議案に関することについては、県当局から、これまでも宮川流域関係市町に丁寧にご説明いただいているところでありますが、今後も引き続き宮川流域の流量回復等の地域課題解決に向けて、関係市町の意向を聴き取り、県の関係部局で情報を共有・連携しながら取り組んでいただくよう要望いたします。

(10/19 常任委員長報告)

○河川堆積土砂撤去の推進について

河川堆積土砂については、浸水被害を助長する恐れがあり、これまでも堆積土砂撤去に関する地域や市町からの強い要望が多い状況です。

県当局におかれては、関係市町と連携し、今年度に新たに創設された緊急浚渫推進事業の積極的活用、砂利採取制度に係る促進策の拡充や制度の緩和など河川堆積土砂撤去の推進につながる取組を総合的に進めることを要望いたします。

○建設工事請負業者への不当要求等について

県当局におかれては、県発注工事を巡る建設工事請負業者への不当要求等に対する対応を強化するため、「内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者のあり方」や「不当要求が発生した場合の体制のあり方」について対策を講じることとしていますが、これらを踏まえ、県土整備部をはじめ「協力金のあり方」を検討している農林水産部など関係部局が連携し、(仮称)不当要求行為等排除協議会の設立など不当要求等の根絶に向けた更なる対策を早期に講じられるよう要望いたします。

○県土整備部若手職員との意見交換について

県土整備部の「10年先を見据えた県土整備のミッション」について話し合う勉強会のメンバーである県土整備部の若手職員と本委員会委員との意見交換を行う機会がありました。

こうした機会は、委員会活動の活性化を図るうえでも意義があり、好事例になると考えますので、県当局におかれては、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

11月定例会会議

(12月18日 分科会委員長報告)

○県管理道路の適切な維持管理について

県管理道路における剥離が進んだ区画線の引き直しや除草の実施は、道路利用者の安全性・快適性の向上に直結する重要な対策で、地域から多くの要望が寄せられています。

県当局からは、区画線の引き直しについては、実施箇所の選定基準を定め、周辺の状況等も加味しながら、優先度の高い箇所から順次計画的に実施しており、除草については、年1回の除草を基本としているが、地域の実情に応じ、交通安全上必要な箇所において実施しているとの説明がありました。

しかし、まだまだ剥離が進んだ区画線や交通の障害となる雑草等が散見される状態にあります。

来年度には、「三重とこわか国体」、「三重とこわか大会」の開催もあり、県当局におかれては、県管理道路の適切な維持管理に向け、必要な財源の確保に努めるとともに、関係市町とも連携し、剥離が進んだ区画線の引き直しや適切な除草の実施等に取り組まれるよう要望します。

(12月21日 常任委員長報告)

○建設工事受注者への不当要求等の根絶に向けた取組について

県発注の公共工事を巡り、本年7月に県内の内水面漁業協同組合の組合長が受注者への恐喝容疑で逮捕された事件を受け、県当局においては、不当要求等の根絶に向けて、平成11年度に定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を全面的に見直すなどの対策を講じ、来年1月から運用を開始することとしています。

県当局におかれては、見直し後の基本方針等を発注者である県各部局はもとより、県発注公共工事の受注者や内水面漁業協同組合等の関係者に周知徹底するなど、一連の対策が不当要求等の根絶につながるよう県土整備部や農林水産部をはじめとした県関係部局が緊密に連携し、しっかりと取り組まれるよう要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：防災県土整備企業常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・委員間討議の機会は十分確保されているが、活用については今後の課題である。

○年間活動計画について

- ・新型コロナウイルスの影響で対応が難しい部分があった。

・重点調査項目

- ・重点調査項目の「新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理」については上半期に様々な議論を行うことができた。

・県内外調査

- ・11月に県内調査を2日間の日程で実施予定である。

○その他

- ・大きな災害を経験した自治体の防災担当者の話を聞く機会を設けてはどうか。
- ・総合図上訓練の評価者等を委員会で招致、又は全議員に認識してもらうための議員勉強会を開催してはどうか。
- ・県土整備部からの提案で、「10年先を見据えた県土整備のミッション (Ver. 1)」をテーマに県土整備部若手勉強会メンバーとの意見交換を10月12日に行う予定である。